

「教育データの利活用に係る留意事項」に関する 自己点検及び実態把握調査結果（令和6年12月24日公表）

令和7年2月12日
第6回デジタル学習
基盤特別委員会
資料 2 - 5

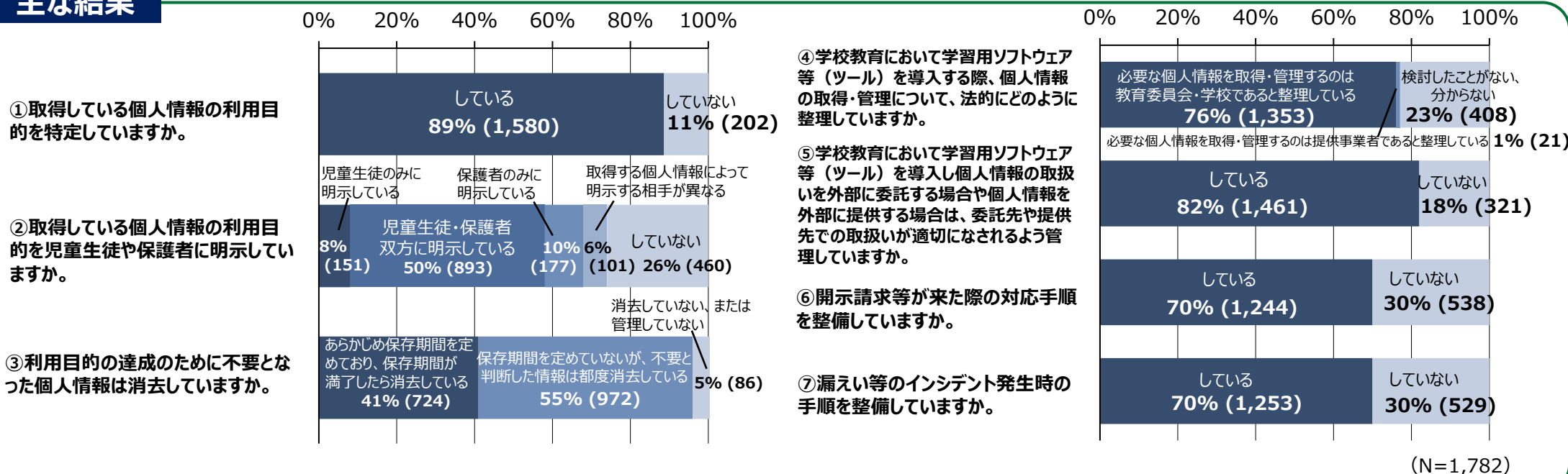
調査の概要

- **目的**：各教育委員会において、**個人情報保護法の遵守等、個人情報の取扱い**について、改めて点検していただくとともに、実態を把握すること
- **調査対象**：教育委員会（都道府県、政令指定都市、市区町村、一部事務組合等）
- **調査期間**：令和6年7月16日～8月8日 ※令和6年8月27日までに回答されたデータをもとに集計（回収率98.2%）
- **調査内容**：教育データの利活用に当たり、個人情報保護法等の関係法令に基づき対応が必要な項目等について、対応状況を問うもの

※詳細は文科省HP参照



主な結果



対応状況・今後の予定

ポイント

- ✓ 教育委員会は、**個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取得・利用等**せねばならない。
- ✓ 民間のサービスを利用する際は、**民間における個人情報の取扱いも管理・監督**することが必要。（「**個人情報の取扱いの委託**」が望ましい）

- 事務連絡における適正な取扱いに関する周知徹底（令和6年12月調査公表時）、**教育委員会向け説明会**（令和7年1月）を実施
- 令和7年3月には、「**教育データの利活用に係る留意事項**」改訂、民間の学習用ソフトウェア等を利用する際に留意すべき点、教育委員会・学校に活用いただく研修資料の公表を予定